平成２４年（フ）第７５３号
仙台市泉区山の寺３丁目18番７号　ラ・フォーレ102
破産者　石橋　孝寛
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
埼玉県吉川市大字吉川694番地　後藤国博方、破産手続開始決定時の住所埼玉県吉川市中曽根２丁目12番地８
破産者　岡田　　忍
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
埼玉県春日部市大場803番地　ローヤルコーポ寿109号、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市東中野1458番地４
破産者　大城　高子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
埼玉県春日部市南中曽根262番地90
破産者　伊東　秋彦
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
新潟市中央区高志１丁目12番10号　レイクロード北日本201号、前住所新潟市秋葉区荻野町19番18号
破産者　井上　信幸
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
山梨県甲府市川田町961番地２
破産者　保坂　哲朗
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
静岡県沼津市大諏訪166番地　マスタック壱号館302号、前住所静岡県沼津市大岡423番地
破産者　海野　泰宏
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
静岡県伊豆の国市富士見869番地の１、前住所神奈川県横浜市中区小港町３丁目170番地　２　グランテム本牧206号室
破産者　木内　征生
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１１号
広島市佐伯区楽々園３丁目11番30―103号
破産者　石合　芳美
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０１号
福岡市早良区曙２丁目８番14―101号、開始決定時の住所福岡市早良区昭代１丁目19番21―405号
破産者　日高　敏二
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目17番８号
破産者　松永　直彦
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福島県伊達郡川俣町大字秋山字引地３番地
破産者　高橋　正和
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６６１号
横浜市緑区十日市場町874番地20　守屋ハイツ102号、開始決定時の住所横浜市青葉区市ケ尾町1607番地　かえで荘103号
破産者　菅野　勝美
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２６号
神奈川県大和市南林間５丁目８番28号　メゾン林間101号
破産者　西村　　淳
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２号
新潟県長岡市大島本町２丁目甲542番地１
破産者　難波　　栄
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
新潟県上越市国府１丁目８番19号
破産者　小堺　　優
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８４号
新潟県妙高市大字田切218番地２
破産者　岡田　隆吉
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４６７号
愛知県岡崎市美合町字島廻り49番地　キャッスル　アクア201、前住所愛知県岡崎市宇頭町字後久11番地１　スペクトルティアラ宇頭305
破産者　伊藤貴美夫
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係